

令和6年度作成 非常変災における臨時休校等の措置について

近江八幡市立八幡小学校

現在、気象庁では、対象となる現象や災害の内容によって、下記の通り6種類の特別警報と7種類の警報が発表されています。

特別警報	大雨、暴風、暴風雪、大雪、波浪、高潮
警報	暴風、暴風雪、大雨、洪水、大雪、波浪、高潮

これらのうち、学校として臨時休校等の措置を行うのは次の場合です。

- ・「特別警報」が発令された場合
- ・警報のうち「暴風警報」と「暴風雪警報」が発令された場合

また児童の安全確保を図るために下記に示す通り、状況に応じて特別な対応することがあります。

近江八幡市LINE公式アカウント等で緊急の連絡をすることがありますので、未登録の方は、登録をお願いします。

記

非常事態等	対 応
1. 午前7時の時点で、【特別警報】または【暴風警報・暴風雪警報】が発表されている場合	○学校は、『臨時休校』となります。連絡はしませんが、登校する必要はありません。自宅学習をしてください。 ★テレビ・ラジオ等の放送機関を通じて確認し、これに従ってください。
2. (1) 午前7時を過ぎて、【特別警報】または【暴風警報・暴風雪警報】が発表されることが必至と考えられる場合 (2) 午前7時までに、【特別警報】または【暴風警報・暴風雪警報】が解除された場合 (3) ①地域や通学路等の状況から災害が予想される場合 ②登校が危険と判断された場合	○学校は市教育委員会と協議の上、自宅待機や始業時刻を遅らせる、または臨時休校の措置をとることもあります。その場合は、近江八幡市LINE公式アカウント等を通じて連絡をさせていただきます。連絡がない場合は平常通りの登校となります。
3. その他の警報(大雨、洪水、大雪等の警報)が発表された場合	○学校は市教育委員会と協議の上、自宅待機や始業時刻を遅らせる、または臨時休校の措置をとることもあります。その場合は、近江八幡市LINE公式アカウント等を通じて連絡させていただきます。連絡がない場合は、平常通りの登校となります。
4. 児童の登校後に暴風警報等が発令された場合	○気象状況に応じて、下校が必要な場合は、速やかに学校の地区担当者引率のもとに集団下校させます。また状況により、保護者へ引き渡しを行うことがあります。緊急時の連絡手段や帰宅後の安全な過ごし方等について、再度各ご家庭でご確認ください。